

大阪高等裁判所 令和●●年（〇〇）第●●号 超過納税請求控訴事件

国側当事者・国

令和5年11月7日棄却・確定

（第一審・神戸地方裁判所、令和●●年（〇〇）第●●号、令和5年3月16日判決、本資料273号・順号2023-3）

判 決

控訴人（原審原告）	X
被控訴人（原審被告）	国
同代表者法務大臣	小泉 龍司
同指定代理人	山崎 洋子
同	青木 将典
同	岡 紳史
同	富岡 幸恵

主 文

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人の負担とする。

事実及び理由

第1 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 相続税の超過払に対して検証を要請し、その結果を文書にて回答を求める。
- 3 被控訴人は、控訴人に対し、1490万円及びこれに対する平成10年9月17日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 4 物納特例法適用による土地の不当収用の根拠を明らかにし、適正な措置を求める。

第2 事案の概要

（以下、控訴人（原審原告）を「原告」、被控訴人（原審被告）を「被告」という。略称は、特に断らない限り、原判決の例による。）

1 事案の骨子

- （1）本件は、Aの相続に係る相続税の納税義務者である原告が、物納等をしたことにより過納付となったとして、被告に対し、①この過納付に関する原告の相続税の納付状況等について検証した上で結果を文書にて回答すること（検証・回答を求める訴え）、②不当利得返還請求権に基づき、過納付額である1490万円及びこれに対する上記相続税を完納した日である平成10年9月17日から支払済みまで民法（平成29年法律第44号による改正前のもの）所定の年5分の割合による遅延損害金の支払、③上記相続税の支払に関して租税特別措置法（平成7年法律第55号による改正前のもの）70条の10の規定に基づいて原告が有する土地を相続税の特例物納により収納した根拠を明らかにして是正措置をとること（適正措

置を求める訴え)を求める事案である。

- (2) 原審は、原告の請求①及び③に係る訴え(検証・回答を求める訴え及び適正措置を求める訴え)はいずれも不適法であるとして却下し、請求②(不当利得返還請求)は理由がないとして棄却した。

これに対し、原告が控訴した。

2 本件に関する法令の定め等

原判決「事実及び理由」第2の1(原判決2頁16行目～5頁10行目)に記載のとおりであるから、これを引用する。ただし、原判決3頁16行目の「2条1項)、」の次に「一般物納の申請が許可された場合、物納財産の収納価額は、原則、課税価格の計算の基礎となった当該財産の価額とされ(同法43条1項)、」を加える。

3 前提事実

次のとおり補正するほかは、原判決「事実及び理由」第2の2(原判決5頁11行目～6頁5行目)に記載のとおりであるから、これを引用する。

- (1) 5頁12行目の「亡A」の前に「平成3年1月●日に死亡した」を、15行目の「甲2、6」の次に「、7」を、それぞれ加える。
- (2) 5頁21行目の「物納」の次に「(特例物納)」を加える。
- (3) 5頁25行目の「207㎡。」の次に「その内、原告の持分は1,419,614,222/2,621,410,740。」を加える。

4 争点及びこれに関する当事者の主張

次のとおり補正するほかは、原判決「事実及び理由」第2の3(原判決6頁6行目～7頁26行目)に記載のとおりであるから、これを引用する。

- (1) 6頁26行目の「収納価格1464万3200円」を「収納価格9853万3001円+1464万3200円」と改める。
- (2) 7頁7～8行目の「1458万」を「1468万」と改める。

第3 当裁判所の判断

1 判断の骨子

当裁判所も、原告の請求①及び③に係る訴え(検証・回答を求める訴え及び適正措置を求める訴え)はいずれも却下し、請求②(不当利得返還請求)は棄却すべきであると判断する。その理由は、当審における控訴人の主張を踏まえ、後記2のとおり原判決を補正し、後記3のとおり補足説明を付加するほかは、原判決「事実及び理由」第3(原判決8頁1行目～11頁23行目)に記載のとおりであるから、これを引用する。

2 原判決の補正

- (1) 9頁7行目及び12行目の各「大阪国税局長」をいずれも「芦屋税務署長」と改め、15行目の「申請した。」の次に「その後、大阪国税局長は、原告の相続税の物納申請税額について、芦屋税務署長から徴収の引継ぎを受けた。」を、同行目の「甲2、3の2、」の次に「12、」を、それぞれ加える。
- (2) 10頁5行目の「平成9年」を「平成6年」と改める。
- (3) 11頁1行目及び3行目の各「滞納となっていた」の前にいずれも「芦屋税務署に対し、」を加える。
- (4) 11頁16行目冒頭から20行目末尾までを、次のとおり改める。

「イ 原告は、平成10年9月17日に1490万円を納付した件について、追徴を強いられた旨主張する。しかしながら、前記認定事実ウ、エ、オ、キ及びクのとおり、物納の対象となったのは、延納許可を受けた相続税3億1800万円のうち第2回目以降の分納税額（合計3億0210万円）のほか、原告が平成6年12月12日に修正申告を行ったことにより増額された税額1464万3200円であり、延納許可を受けた相続税のうち納期限を徒過した第1回目の分納税額（1590万円）は物納の対象とされておらず、このうち1490万円は平成10年9月17日の時点で滞納となったままであったことから、上記納付が行われたものである。そして、上記修正申告が誤りであったと認めるに足る証拠はないから、原告の主張は採用することができない。

ウ 原告は、相続税の納付明細（甲2）には、1468万4241円が過払である旨が記載されていると主張するが、同明細には、相続税修正分（増額分）として本税1464万3200円と延滞税107万1600円が生じていたところ、平成6年12月12日に1468万4241円が納付され、残額が延滞税103万0559円となったこと（前記認定事実オ及びクの事実）が記載されているにすぎない。原告の主張は採用することができない。」

（5）11頁21行目の「ウ」を「エ」と改める。

3 補足説明

（1）原告は、亡Aの相続に関して原告が納付すべき相続税の一部納付後の残額（延納許可を受けた額）が3億1800万円であり、その他に納付すべきものはないことを前提に、平成10年9月17日に1490万円を納付する前にほぼ完納して滞納残額はわずかになっていたとか、延納許可に係る第1回分納税額1590万円を滞納していたため、芦屋税務署と話し合って上記延納税分を一般物納で処理することになった（当時は延納税を一般物納に替える法律はなく、税務当局の裁量で処理された。）と主張する。

しかし、前記引用に係る原判決（前記補正後のもの。以下同じ。）の認定説示のとおり、原告は、亡Aの相続に関して、平成6年12月12日に、納付すべき税額を1464万3200円増額する修正申告をして、その全額について本件土地②による一般物納の許可を申請したこと（このことは、大阪国税局長から原告に宛てた平成6年12月22日付けの徴収の引受通知書（甲12）にも記載されている。）や、この修正申告に係る増額分が本件土地②による一般物納により納付されたことが認められる。原告主張の延納税分が一般物納で処理されたことを窺わせるような証拠は何ら提出されておらず、そのような事実があったとは認められない。したがって、原告の上記主張は採用することができない。

（2）原告は、本件土地②（地積207㎡）の物納に関して、同土地の地積は三斜求積表合計414㎡（甲10）であるから、原告の持分の分の地積は224㎡になるとか、同土地の課税時の評価額は95万9595円/㎡であるから、同土地の収納価格は1億9863万6165円（207㎡×95万9595円）であり多額の過納付になっていると主張する。

しかし、原告が指摘する三斜求積表（甲10）の「合計414.014720」との記載は、求積計算の途中のものであり、同表においても本件土地②の面積は207㎡とされている。原告の持分（1, 419, 614, 222/2, 621, 410, 740）の分を地積に換算すれば約112㎡となるのであり、約224㎡となるのではない。原告の上記主張は、前提を誤解したものであり、採用することができない。

(3) 原告は、本件土地②の物納に関して、1億1321万7242円(9853万3001円＋1464万3200円。超過額4万1041円)分を特例措置に従って同土地112㎡の代替物納で納付し、延納税分1590万円については一般物納として同土地29㎡(平成6年度評価額54万8000円×29㎡)を納付したから、同土地について超過物納面積68㎡(209㎡－112㎡－29㎡)が生じたと主張する。

しかし、前記引用に係る原判決の認定説示及び前記(1)のとおり、1464万3200円分の物納は、当初申告に係る相続税の延納税額分についての特例物納ではなく、修正申告に係る増額分について一般物納が行われたものである。また、本件土地②については、同土地207㎡のうち原告の持分の分(原告主張の112㎡分)が物納されたことは認められるが、それを超える物納がされた事実は認められない(原告主張の112㎡分の他に29㎡分が納付されたことや、それが原告主張の延納税分についての一般物納としてされたことを窺わせるような証拠は何ら提出されていない。)。したがって、原告の上記主張も採用することができない。

第4 結論

以上によれば、原告の本件訴えのうち、検証・回答を求める訴え及び適正措置を求める訴えはいずれも不適法であるから却下し(なお、原告の相続税の納付状況や特例物納の根拠・経緯等は、前記引用に係る原判決の認定説示のとおりである。)、その余の原告の請求(不当利得返還請求)は理由がないから棄却すべきである。

よって、これと同旨の原判決は相当であり、本件控訴は理由がないから、これを棄却することとし、主文のとおり判決する。

大阪高等裁判所第2民事部

裁判長裁判官 三木 素子

裁判官 池上 尚子

裁判官 田中 俊行